

仙台市環境影響評価条例の一部改正等について

平成 24 年 12 月
仙台市環境局環境部
環境都市推進課

1 条例改正の概要

(1) 震災特例(手続の簡略化)対象事業の追加

平成 23 年 12 月の改正において、環境への適切な配慮を担保しつつ、東北地方太平洋沖地震からの速やかな復旧・復興に考慮し、特に緊急に実施する必要がある事業として市長が認めるものについて、特例的に環境影響評価等の手続の簡略化を可能とした。

このとき、対象事業は以下の 2 事業としていたが、

- ① 平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被災した者の移転に係る土地区画整理事業
- ② 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律第二条第二項に規定する集団移転事業

この度の改正により、「東部復興道路整備事業(県道塩釜亘理線のかさ上げ事業)」を手続簡略化の対象事業に追加するもの。

(2) 法改正対応

環境影響評価法の改正(平成 25 年 4 月施行分)に対応するもの。

2 震災特例(手続の簡略化)対象事業の追加

(1) 改正の必要性

東部復興道路整備事業(県道塩釜亘理線のかさ上げ事業)は、道路としての機能に付け加えて一定の津波防御機能を併せ持つ施設の整備事業であり、仙台市復興計画にも示されている。地元地域の住民から、津波に対する安全性を早期に確保して欲しいという強い要望が多数寄せられている状況のもと、可能な限り早期に、地域住民や東部地域で働く人々が安心して生活し、働くことのできる環境の確保を実現するためには、東部復興道路整備事業に早期に着工する必要がある。

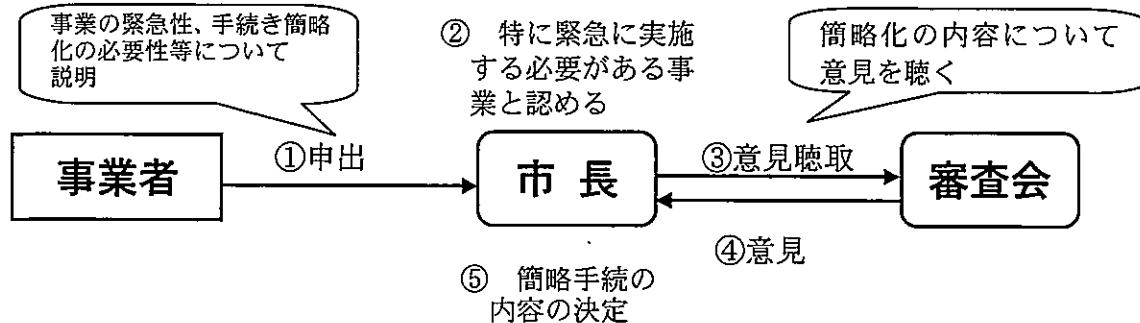
このため、条例改正を行い震災特例対象事業に東部復興道路整備事業を追加し、手続の簡略化を可能とすることが必要である。

(2) 手続の簡略化(平成 23 年 12 月改正時 対象事業と同様)

[簡略化のイメージ]

- ① 一連のアセス手続きを構成する手続要素自体を省略すること。
(例:方法書の作成の省略)
- ② 手続要素に充てる期間が規定されている場合に、その期間を短縮すること。
(例:評価書の縦覧期間を 1か月から半月に短縮)

手続き簡略化までの段取り



[考え方]

簡略化は、復旧・復興事業のうち、①市民の生命・生活を守るために事業であって、②通常のアセス手続の迅速化をもってしても事業の緊急的な実施に対応できない場合に限る。

3 法改正対応

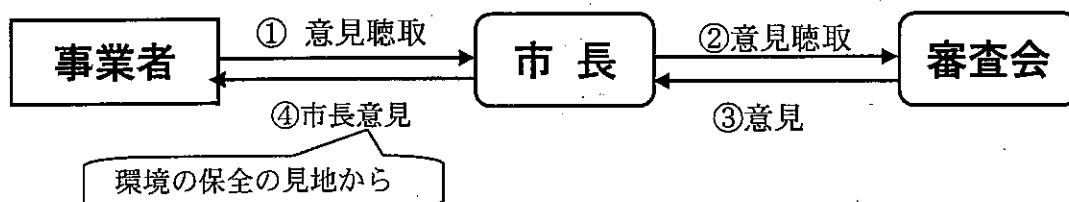
(1) 法改正の内容(平成 25 年4月施行分)

法改正事項	法改正の趣旨	対応方針
計画段階配慮書の手続の新設	事業の実施段階では事業の枠組みが既に決定されており、柔軟な環境保全措置等が困難という限界を補い、事業の早期段階での環境配慮を可能とする。	条例アセス制度への導入 今後、運用実績や他都市の事例等も参考に本市の制度を検討する。 法アセス対象事業への対応 法アセス事業の配慮書への市長意見形成時に審査会の意見を聴取する規定を条例改正により追加する。
環境保全措置等の公表等(報告書)	事業者に事業着手後の環境保全措置の実施状況等を明らかにさせ、評価後の環境配慮の充実を図る。	現行条例制度が改正法より充実しているため改正不要。【資料2-4参照】

(2) 改正の内容

法アセス事業の配慮書について、市長意見が求められることとなるため、配慮書への市長意見形成に際し、方法書、準備書への意見と同様に、環境影響評価審査会からの意見を聴取する規定を設ける。

法アセス 計画段階配慮書への市長意見形成



※その他、法改正による引用条文の変更などに対応する改正を行う。

4 条例の施行日

- (1) 震災特例(手続の簡略化)対象事業の追加部分
(2) 法改正対応部分

公布日
平成 25 年4月1日

5 その他(風力発電所の取扱い)

政令改正により、風力発電所の設置が法アセスの対象となった(平成 24 年 10 月)こと、近隣自治体(宮城県、福島県)が対象とする予定であることを踏まえ、本市においても条例の対象事業とする(規則改正。平成 25 年4月1日施行予定)。

(参考) 法改正事項(平成 24 年4月1日施行分)に対応するための改正は実施ずみ(平成 23 年 12 月 16 日改正)

- (1) 方法書における説明会の開催の義務化
- (2) 方法書に加えて要約書の送付の義務化
- (3) 電子縦覧の義務化
- (4) 政令で定める市から事業者への直接の意見を述べるに際し、事前に審査会の意見を聴取する規定を追加

仙台市環境影響評価条例（平成一〇年条例第四四号）新旧対照表

現行	改正後	備考
目次 第一章～第六章（略） 第七章 法対象事業等に係る条例の手続（第三十八条第一項第五条） 第八章～第九章（略） 第一条～第三十七条（略）	目次 第一章～第六章（略） 第七章 法対象事業等に係る条例の手続（第三十七条の二～第三十八条第一項第五条） 第八章～第九章（略） 第一条～第三十七条（略） (計画段階環境配慮書についての市長の意見) 第三十七条の二 市長は、法第三条の七第一項の規定に基づいて 法第三条の二の第一種事業を実施しようとする者（法第三条の 十第二項の規定により第一種事業を実施しようとする者とみ なされる者を含む。）に意見を述べるとときは、あらかじめ、審 査会の意見を聽かなければならぬ。	H25.4.1施行
第三十八条～第四十三条（略） （都市計画に定められる法対象事業） 第四十四条 法_____第四十条第一項の規 定の適用を受ける法対象事業_____	第三十八条～第四十三条（略） (都市計画に定められる法対象事業等) 第四十四条 法第三十八条の六第一項又は法四十一条第一項の規 定の適用を受ける法対象事業及び法第三十八条の六第二項の規 定により法第二章第一節の規定による法第三条の二第二項の規 定に規定する計画段階環境配慮事項についての検討その他の手続を 行う法第二条第三項の第二種事業に係る第三十七条の二から 前条までの規定の適用について必要な技術的読替えは、規則で 定める。	H25.4.1施行

第四十五条～第五十三条（略）

附 則

1～6（略）

7 市長は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被災した者の移転に係る土地区画整理事業及び防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）第二条第二項に規定する集団移転促進事業として実施される住宅団地の造成の事業に係る手続を簡略化することができる。

8 前項の規定による手続の簡略化の内容は、同項に規定する土地区画整理事業及び住宅団地の造成の事業に係る事業者からの申出に基づき、市長が決定する。

9（略）

第四十五条～第五十三条（略）

附 則

1～6（略）

7 市長は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被災した者の移転に係る土地区画整理事業及び防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）第二条第二項に規定する集団移転促進事業として実施される住宅団地の造成の事業に係る手續を簡略化するため、仙台市震災復興計画（平成二十三年十一月三十日議決）に基づき基础设施を付加するたゞう道路の新設又は改築の事業に特に緊急に実施する必要があると認めるときは、第三章及び第四章に規定する手続を簡略化することができる。

8 前項の規定による手続の簡略化の内容は、同項に規定する土地区画整理事業及び住宅団地の造成の事業に係る事業者からの申出に基づき、市長が決定する。

9（略）

附 則	1～6（略）	7 市長は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被災した者の移転に係る土地区画整理事業及び防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）第二条第二項に規定する集団移転促進事業として実施される住宅団地の造成の事業に係る手續を簡略化するため、仙台市震災復興計画（平成二十三年十一月三十日議決）に基づき基础设施を付加するたゞう道路の新設又は改築の事業に特に緊急に実施する必要があると認めるときは、第三章及び第四章に規定する手続を簡略化することができる。	H24.12.19 施行
附 則	この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第七章中第三十八条の前に一条を加える改正規定及び第四十四条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。	この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第七章中第三十八条の前に一条を加える改正規定及び第四十四条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。	2/2